『島根原発･エネルギー問題　松江地域連絡会』会員加入申込書（個人、団体）

ご氏名/ご団体名	
住所	郵便番号： 住所：
連絡先	電話：　　FAX：
ご担当者名（団体の場合）	
E-mail アドレス（PC 用）	

・・・・・・・・・・・・・・・・・・　切り取り線　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「島根原発・エネルギー問題 松江地域連絡会」会則

（名　称・所在地）

第１条　本会の名称は、「島根原発・エネルギー問題松江地域連絡会」（略称「松江地域連絡会」という。）と称し、事務所を島根県松江市白潟本町４３番地 STIC ビルに置く。

（目　的）

第２条　本会は、松江市民が原発事故の脅威から免れ、地域に豊かに存在する再生可能エネルギー（自然エネルギー）源の活用と省エネルギーを推進する松江市とするために、市民が広く連携した諸活動を行うことを目的とする。 なお、松江市民あるいは松江市に限らない範囲を対象とする諸活動を行うことも妨げないとする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）原発から脱却し、再生可能エネルギーの活用及び省エネルギーを推進する取り組みを行う。

（２）原発・エネルギー問題に関わる講演会、学習会の開催を推進する。

（３）島根原発・エネルギー問題県民連絡会あるいはその関連団体と連携した活動、及び松江地域連絡会としての独自な活動を行う。

（４）その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

（会　員）

第４条　本会の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とする。 会員は、第３条に定める事業の実施に努める。会員の中で、本会の運営に直接関わる会員を運営会員とする。

（１）個人会員は、松江市に住所を有する個人、団体会員は、松江市内を主たる活動範囲とする団体、とする。但し、これ以外の個人あるいは団体の入会も妨げない。

（２）入会の申込みあるいは入会の承諾により、いつでも会員となることができる。

（３）会員は、いつでも退会の届け出により、退会することができる。退会にあたっては、それまでに納入した会費および寄付金等は返却しない。

（役　員）

第５条　本会には次の役員を置き、第６条に定める松江地域連絡会議での承認により選任する。 但し、この松江地域連絡会議が開催されるまでの間、第６条に定める通常総会での承認に代えることもできる。

（１）世話人１０名以内／会計２名以内／監事２名以内

（２）世話人会は互選により代表世話人３名以内を選任する。代表世話人は本会を代表し、会務を総括する。

（３）会計は会費等の徴収及び経理の管理を行う。

（４）監事は会務及び会計の監査を行う。

（５）その他、本会の目的を達成するために必要な役員を置く。

（６）世話人会の下に事務局を置く。事務局の組織および事務局員は、代表世話人が承認する。

（７）この役員及び事務局員を合わせて運営会員とする。

（会　議）

第６条　本会は次の会議を開催する。

（１）本会の重要事項を協議するために、会員の団体代表及び個人の参加する松江地域連絡会議を、必要に応じて開催する。会議は、代表世話人が招集する。

（２）本会の運営を協議するために、代表世話人の招集により世話人会を開催する。

（３）第５条に定める運営会員で構成する通常総会を事業年度毎に１回開催する。会議は、代表世話人が招集する。

（会　計）

第７条　本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充当する。

（１）年会費は次に定める金額の１口以上とする。

団体　１口　５，０００円／年　　個人　１口　２，０００円／年

（２）前第３条の事業を行うために寄付金を募る。

（事業年度）

第８条　本会の事業年度は、４月１日から翌年３月３１日とする。会計年度も同じとする。

（補　則）

第９条　本規則に定めのない事項については、世話人会で決定する。

（附　則）

この会則は、２０１６年４月１日から施行する。

この会則は、２０１８年２月１日から改訂施行する。（第１条の所在地の変更のみ）